

「公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金 供与対策に関するガイドライン」に対するパブリックコメントの概要及び コメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
公認会計士及び監査法人におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	ガイドライン
公認会計士及び監査法人	公認会計士等
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号)別記様式第一号から第三号までの届出書	届出書

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>本ガイドライン案「第2 求められる取組み」 1. (4) 疑わしい取引の届出について</p> <p>本ガイドライン案では、「上記の通り、公認会計士等については、疑わしい取引の届出義務が課されている。ただし、公認会計士法第27条が定める守秘義務に照らし、漏らしてはならないこととされる事項が含まれる場合は、この限りでない。」とされている。このただし書が適用されるのは、どのような場合が想定されるのかについて、確認させていただきたい。</p>	<p>公認会計士法第27条において、公認会計士は、正当な理由がなく、その業務上取り扱ったことについて知り得た秘密を他に漏らしてはならない旨が規定されている。その上で、本届出については、基本的には、個々の事案に応じて判断されるものであるが、例えば、届出書に記載する事項のうち、上述に基づく守秘義務に照らして漏らしてはならないこととされる情報が含まれているおそれがあり、当該情報を記載しなくとも記載すべき事項の内容として支障がないと考えられる場合には、当該情報については記載しないことが想定される。いずれにせよ、犯罪による収益の移転防止に関する法律の趣旨に則り、適切に対応いただきたい。</p>